

令和 5 年 6 月 16 日現在

機関番号：32606

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2021～2022

課題番号：21K20017

研究課題名（和文）行政映画の保存に向けた効果的な管理プログラムに関する研究

研究課題名（英文）A study on effective management programs for the preservation of government films

研究代表者

山永 尚美（Yamanaga, Naomi）

学習院大学・文学部・助教

研究者番号：30907407

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,400,000円

研究成果の概要（和文）：本研究の目的は、日本のアーカイブズ機関（文書館）で十分な量の映像資料が保存されなかった制度的要因を明らかにすると共に、国立のアーカイブズ機関が大量の映像資料を受入れてきた米国制度との比較を通じて、映像資料をアーカイブズ機関で保存するための効果的な管理プログラムの在り方を検討することにある。日米にて収集した資料をもとに文献調査を行った結果、米国では1934年の国立公文書館設立時に視聴覚記録の受入が法的・運用的に制度化されたのに対し、日本では1971年に同機関が設立されて以降、その必要性が認識され、のちに制度化されるに至ったものの、十分に運用されて来なかった実態を把握することができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

日本では、平成23(2011)年施行の「公文書等の管理に関する法律」及び関連する諸規則等により、「行政文書」が紙の文書のみ限定されるものではないことが法的に定められているが、実際に国立公文書館等へと移管され、特定歴史公文書等となった映像資料の数量は、諸外国と比べて未だごく少量に留まっている。本来は知的資源として後世に残されるべき記録が媒体種別を理由に失われると、将来の学術研究や教育活動等に影響が及ぶことが懸念される。この状態の改善を目指すための基礎的作業として、映像資料の移管にまつわる歴史的経緯と管理実態の一端を明らかにすることで、学術領域からの支援を目指す点に本研究の社会的意義がある。

研究成果の概要（英文）：This study aimed to examine effective management programs for preservation of audiovisual records at Japanese archival institutions through comparison with the U.S. system in which national archival institutions have acquired large volumes of audiovisual records. The primary research method was a survey of historical materials related to the above-mentioned research topics in Japan and the United States. The findings clarified that in the U.S., the transfer of audiovisual records was legally and operationally institutionalized when the National Archives was established in 1934, while in Japan, the need for such records was recognized after the National Archives was established in 1971 and later institutionalized, but the procedures has not been fully implemented.

研究分野：アーカイブズ学

キーワード：アーカイブズ 記録管理 映像資料 記録映画 行政映画

1. 研究開始当初の背景

日本では、「行政機関の保有する個人情報の公開に関する法律」(2001年施行)、「公文書等の管理に関する法律」(2011年施行、以下「公文書管理法」という)及び関連する諸規則等において、「行政文書」が紙の文書のみ限定されるものではないことが法的に定められているが、実際にアーカイブズ機関(文書館)へと移管され、特定歴史公文書等となった映像資料の数はごく少量に留まっているという現状がある。

一方、国のアーカイブズ機関(文書館)である国立公文書館(National Archives and Records Administration, NARA)が大量の映像資料を受入れてきた米国では、1990年代に政府活動に係る視聴覚記録のライフサイクル管理を定めたガイドライン(Managing Audiovisual Records, 1990, 1996)や視聴覚記録の管理の在り方に関する調査報告(The Management of Audiovisual Records in Federal Agencies: A General Report, 1991)を作成するなど、視聴覚記録を対象とした管理の手順を開発してきたことで知られる。

両国を比較すると、日本では、行政機関(府省庁等)や独立行政法人等における行政文書の管理を定めた上記の公文書管理法及び関連する諸規則等のほかに、長年にわたり政府の活動に係る映像資料の管理手順が明確に定められず、またそのことが課題としても十分に認識されて来なかったという背景があった。

知的資源として後世に残されるべき記録の一部が媒体種別を理由に等閑視され、散逸・消失した場合、将来の学術研究や教育活動に影響が及ぶことが懸念された。しかし、こうした状況の解消を目指すにあたり、未だ明らかにされていない三つの大きな課題(日本で映像資料が主たる移管対象から外れた歴史的経緯、日本の移管基準や管理手順の詳細、効果的な管理プログラムの要件)があった。

2. 研究の目的

本研究の目的は、アーカイブズ機関(文書館)と映像資料の関係について制度調査を行い、日本で映像資料の管理・保存が十分に進まなかった要因を明らかにすると共に、国立のアーカイブズ機関が大量の映像資料を受入れてきた米国の同制度と比較することで、映像資料をアーカイブズ機関で保存するための効果的な管理プログラムの在り方を検討することにある。そのための基礎的作業として、両国の文書館制度の創立期を中心に、映像資料の移管実態と管理手順の成立過程について分析することを目指した。

3. 研究の方法

本研究では、アーカイブズ機関で映像資料(本研究では「行政映画」という)を管理、保存するための効果的プログラムの在り方について検討するために、先に挙げた三つの課題(1)日米両国における映像資料の管理・保存にまつわる歴史的経緯、(2)日本の行政映画の移管基準や管理手順の詳細、(3)日本の現行プログラムの不足点)に対して、国内にて収集した文献と米国の現地調査により収集した未公開資料等の文献を用いた制度調査を実施した。

4. 研究成果

1年半の研究期間の中では、文献研究に用いる史資料の収集に努め、その分析を通じて、次の三点について成果と課題を得ることができた。

(1) 米国における映像資料の管理・保存に関する歴史的経緯

本研究では、文献研究を通じて米国における当該制度を分析した。1934年に設立された米国国立公文書館が、第二次大戦期にかけて作成量の急増した公文書を受入れ、それらを整理する過程において、文書の整理とレコード・マネジメント(記録管理)の技法を開発したことは広く知られている。一方で、同時期に受入れた大量の静止写真、映画フィルム、航空写真といった写真記録(特殊記録)の整理と管理の方法については、その実態および制度設計の過程が同館の通史を記した先行研究(Flippin:1939, Jones:1969, McCoy:1978, Ross:1985, Bradsher:1986)でも十分に明らかにされていなかった。

そのため、映画学の領域における先行研究を底本としながら(MacCann:1973, Slide:2000, Flick:2011等)『米国国立公文書館年報(Annual report of the Archivist of the United States)』のほか、雑誌(The American Archivist, SMPPE Journal Of The Society Of Motion Picture Engineers, Business Screen等)や関連図書等を収集してその記述を重点的に調べ、時系列に整理した。本調査を通じて、第二次大戦期の米国連邦政府が業務活動の一環で作成した映画の製作プロセスの一端と、その成果物である映画フィルムが国立の文書館へと移管されるに至った経緯、そして同館の主導によるフィルム保管設備の研究開発や映画フィルムの検索手段(カタログ化・索引化)の作成過程について明らかにした。調査の成果は論文1本にまとめた。

また、本調査を進める過程で米国国立公文書館を訪問し、関連する一次資料の収集も行った

(2022年8月) 閲覧・収集した資料は、1934年に同館が設立されてから10年の間、映画・録音部門の長を務めたジョン・ブラッドリーの個人文書(John G. Bradley Papers, 1936-1941, Collection)、同館写真部門のアーキビストであったハーメイン・バウムホーファーの個人文書(Baumhofer, Hermine-1949, RG64)のほか、同館の映画録音部門のリサーチルームに常置されている映像資料の検索に用いるカード式目録(訪問調査の時点でその多くは退蔵されており、一部のみを確認)や、映像資料群とそれらの製作過程が記録された関連資料(プロダクションファイル、著作権明細、楽曲情報等)との関係が記された検索手段(文字記述されており、バインダーファイル形式)等である。特に後者の検索手段については、本研究の内容を補完する上で非常に有益な資料となった。

一方で、1941年より同館にて正式に開始された記録管理事業(records administration program)が同国の映像資料の管理手順に与えた影響については、本研究の中で考察を深めるまでには至らなかった。米国では、文書の保存期間を定めるレコードスケジュール設定の対象に、連邦政府の活動に係る映像資料も含まれている。このような映像資料の管理手順が成立した経緯について知ることは、本研究の主課題である、日本の管理プログラムの不足点を検証する上で有効であることから、今後繋がる課題とした。

(2) 日本の行政映画の移管基準や管理手順の詳細

第一に、現在の日本の行政映画の移管基準や管理手順の実態を把握するため、公文書管理法(2011年施行)の制定過程において開催された検討会議に係る議事録や報告書等の資料を調査した。調査に用いた資料は、「公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会」議事要旨(2003年5月~11月)及び第一次報告書(2004年6月)同法に関する各種コンメンタル、図書文献等である。本調査の成果は、1971年の国立公文書館(NAJ)開館以降の公文書等の「定義」と映像資料の移管基準の変遷について、時系列で整理したことにある。その上で個別事例として、すでに同館へと移管され、利用に供されている映像資料群(資料群「平5総」「平25内府」に含まれる)の出所、来歴、移管経緯を分析し、行政機関が外部の民間企業に製作業務を委託することの問題点を明らかにした。調査の成果は論文1本にまとめた。

第二に、1971年の国立公文書館開館に先立って開催された検討会議の会議資料を調査し、海外文書館制度に学んだ日本がどのように記録の「定義」を翻訳・受容し、移管基準を設定したのかという点を検討した。調査に用いた資料は、先述の『米国国立公文書館年報』等の米国文献のほか、『公文書館制度研究会調査資料』(国立国会図書館総務部総務課編、1960)、『公文書保存制度等調査連絡会議資料』(内閣総理大臣官房総務課編、1963-1968)、『国立公文書館年報』(1972-)、国立公文書館所蔵資料[「公文書保存制度等調査連絡会議 1」(請求番号:平23公文00996100)、「公文書保存制度等調査連絡会議議事要旨 昭和38年」(平23公文00997100)、「公文書保存制度等調査連絡会議及び予算関係資料 2 昭和39年以降」(平23公文00998100)、「公文書保存制度等調査連絡会議 昭和41年9月以降」(平23公文00999100)]等である。本調査を通じて、海外制度に学ぶ過程で量的に多く翻訳・報告されていたのが政府出所の映画を大量に所蔵する米国(国立公文書館)の事例でありながら、その後、日本で移管対象となる文書の範囲を検討する際に、映像資料の移管については十分な議論が尽くされなかった経緯を確認できた。調査の成果は論文1本にまとめた。

(3) 日本の現行プログラムの不足点

上記の戦前期米国における管理プログラムと日本の現行プログラムとを比較した結果、後者には、映像資料の作成段階からの管理、記録媒体の性質に合った適切な検索手段の作成、映像資料とその関連資料の知的関連付けによるアクセス支援、以上三つの不足点があることを確認できた。ここに挙げた不足点は、今後改善される余地があるものである。なおこの内、検索手段の作成に関しては、個別事例研究の成果を論文1本(李東真氏との共著)にまとめた。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 山永尚美	4. 巻 35
2. 論文標題 行政機関で作成された映像資料とその管理手順：国立公文書館蔵「平5総」「平25内府」の映像資料群を事例に	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 アーカイブズ学研究 = Journal of the Japan Society for Archival Science	6. 最初と最後の頁 6-29
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 山永尚美	4. 巻 68
2. 論文標題 第二次大戦期の米国における映画の検索手段の作成プロセス 整理と管理をめぐって	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 学習院大学文学部研究年報	6. 最初と最後の頁 111-134
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 李東真, 山永尚美	4. 巻 33
2. 論文標題 岩波映画作品を対象にした動的映像資料の目録作成における記述の情報源 ノンフィルム資料の有用性と当該資料の利用における課題	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 文学部紀要 社会学・社会情報学	6. 最初と最後の頁 209-224
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 山永尚美	4. 巻 69
2. 論文標題 戦後日本における「記録」の定義の受容過程 映像資料を中心に	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 学習院大学文学部研究年報	6. 最初と最後の頁 171-197
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------